

添付法令資料 3 :

電子文書及び電子バックアップの作成手続並びに特定データ・センターへの  
接続メカニズムに関する2024年11月19日付インドネシア共和国  
国家サイバー暗号庁規則No. 10 (目次)  
同月20日施行

- 第1章 総則 (第1条及び第2条)
- 第2章 戦略的電子データ及び電子文書 (第3条及び第4条)
- 第3章 電子文書のバックアップの作成メカニズム (第5条ないし第7条)
- 第4章 電子文書、電子文書のバックアップ及びそのコピーの保存 (第8条ないし第10条)
- 第5章 特定データ・センターへの電子バックアップ・コピーの送付 (第11条ないし第14条)
- 第5章 (原文ママ) 特定データ・センター
  - 第1節 通則 (第15条)
  - 第2節 特定データ・センターにおける電子文書のバックアップ・コピーの保存 (第16条及び第17条)
  - 第3節 特定データ・センターにおける電子文書のバックアップ・コピーへのアクセス手続 (第18条及び第19条)
- 第6章 終則 (第21条 (原文ママ))